

大分城址公園魅力発信イベント実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名称

大分城址公園魅力発信イベント実施業務委託（以下、「本業務」という）

(2) 業務目的

大分城址公園においては、「大分城址公園整備・活用基本計画」に基づき、府内城の歴史性や魅力を活かしたイベントの一環として平成29年12月より「大分城址公園仮想天守イルミネーション」（日没～午後10時まで点灯）を実施している。

また、今年度については、ラグビーワールドカップ2019日本大会（以下、「RWC」という）の開催により、多くの観光客の来訪が想定される。

このような中、本業務は、「大分城址公園仮想天守イルミネーション」と連携したイベント等を行うことにより、府内城の歴史性や魅力の情報発信を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「大分城址公園魅力発信イベント実施業務委託仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

上限額：23,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(5) 履行期間

契約締結日から2020年（令和2年）2月28日（金）まで

2. プロポーザルに係る事項

(1) 参加資格要件

提案者は、参加申込書の提出日において次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、種目コード38：「サービス業」の取扱品目コード01：「催事設営・企画」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。

- ③ 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（2） 質問及び回答

① 質問

質問期限：公告日から2019年（令和元年）5月24日（金） 17時15分まで

質問方法：文書（A4判、書式自由）により行うものとし、持参、郵送（必着）、ファックス、電子メールのいずれかの方法とする。なお、文書には貴社の担当窓口の部署、担当者氏名、電話、ファックス番号、電子メールアドレスを併記すること。

※ファックスや電子メールの送信後、大分市都市計画部まちなみ企画課の担当者まで送信した旨の電話をすること。

② 回答

回答期限：2019年（令和元年）5月28日（火）まで

回答方法：質問内容と合わせ、市のホームページ上で回答する。

③ 提出場所

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階

都市計画部 まちなみ企画課 都心企画調整担当班（担当：丸山・梶原）

電話番号 097-574-6628 (直通)

FAX 番号 097-534-6120

E-mail matikikaku@city.oita.oita.jp

(3) 参加申込書提出

- ① 提出書類
参加申込書 (様式-1)
- ② 提出期限
2019年 (令和元年) 5月30日 (木) 17時15分まで (必着)
- ③ 提出方法
持参、郵送 (必着)、または電子メールで提出すること。
なお、電子メールの場合は、大分市都市計画部まちなみ企画課の担当者まで送信した旨の電話をすること。
- ④ 提出場所
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階
都市計画部 まちなみ企画課 都心企画調整担当班 (担当: 丸山・梶原)
電話番号 097-574-6628 (直通)
FAX 番号 097-534-6120
E-mail matikikaku@city.oita.oita.jp
- ⑤ 参加資格確認結果の通知
提出された「参加申込書」に対して、事務局において参加資格の条件を満たしているかの審査を行い、6月3日 (月) までに応募者に対し結果を通知する。

(4) 企画提案書一式の提出

- ① 提出書類 (※下記の(ア)~(ウ)を合わせたものを企画提案書一式とする)
(ア) 業務実施体制 (様式-2)
(イ) 企画提案書 (様式-3)
(ウ) 参考見積書 (内訳書を添付すること) (様式は任意)
※契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって契約価格とするので、提案者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ② 提出期限
2019年 (令和元年) 6月20日 (木) 17時15分まで (必着)

- ③ 提出方法
持参又は郵送（必着）による。
- ④ 提出部数
10部
- ⑤ 提出場所
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階
都市計画部 まちなみ企画課 都心企画調整担当班（担当：丸山・梶原）
- ⑥ その他
 - （ア）企画提案書一式は、縦の左綴じで横書きとし、参考見積書以外は指定の様式を用いること。
 - （イ）提案書一式の提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
 - （ウ）企画提案書一式の提出が期限に間に合わなかった場合、失格とする。

（5） 受託候補者選定までのスケジュール（予定）

	項目	期 間 等
1	公募開始	2019年 5月17日（金）
2	質問書の提出期限	2019年 5月24日（金）17時15分まで
3	質問書に対する回答	2019年 5月28日（火）までに回答
4	参加申込書の提出期限	2019年 5月30日（木）17時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	2019年 6月3日（月）
6	提案書の提出期限	2019年 6月20日（木）17時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	2019年 6月24日（月）予定
8	選定結果の通知・公表	2019年 6月26日（水）予定

（6） プレゼンテーション・ヒアリング

- ① 日時
2019年（令和元年）6月24日（月） 予定
- ② 場所
「参加資格確認結果」に記載し通知する。
- ③ 出席者 3名以内とする
- ④ 実施時間 25分予定。（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）
プレゼンテーションは企画提案書（様式-3号）を用いて行うこと。
- ⑤ その他 プロジェクターやパソコンを使用する場合は、事前連絡のうえ、提案者で準備すること。プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

(7) 選考方法および選考基準

提出された企画提案書一式及びヒアリングの実施により、選考委員会において、評価基準に基づき最高点を得た者を優秀提案者として、また、次点までを選考する。

なお、具体的な評価項目及び基準と配点は、別添「評価基準」によるものとする。

ただし、最高点を得た者が複数となった場合、以下の基準により優秀提案者を決定する。

- ・ 評価基準の「②実施内容」の合計得点の最高点を得た者を優秀提案者とする。
- ・ 上記の結果においても最高点を得た者が複数となった場合、評価基準の「①実施体制」の合計得点の最高点を得た者を優秀提案者とする。

① 選考過程の非公開 選考委員会は非公開とする。また、選考結果及び選考内容についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

② 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 公正に欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (ウ) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (エ) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(8) 選考結果の通知・公表

選考結果は、全提案者へ書面により通知する。

3. 契約

優秀提案者と協議により仕様を確定させたうえで、業務委託契約を締結する。なお、優秀提案者と契約締結に至らない場合については、次点の事業者と協議を行うものとする。

4. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に関する著作権は、これを提出した提案競技参加者に帰属する。
- (3) 提案書の提出は、1事業者につき1提案とし、複数提案を禁止する。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 参加業者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。
- (7) 本提案競技は、事業者の選定を目的としたものであり、決定者の提案に沿って原則業務を実施することとするが、詳細については、契約締結後における発注者との協議により決定する。

5. 問合せ

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階

都市計画部 まちなみ企画課 都心企画調整担当班 丸山・梶原

電話番号 097-574-6628 (直通)

FAX 番号 097-534-6120

E-mail : matikikaku@city.oita.oita.jp